目的でサモア独立国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくサモア独立国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってサモア独立国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくサモア独立国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってサモア独立国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、サモア独立国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するサモア独立国の法令に服することを免除するものではない。

4　サモア独立国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　サモア独立国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくサモア独立国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　サモア独立国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

サモア独立国外務貿易省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在サモア日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年十一月三十日にアピアで

○財務省告示第一号

三重県尾鷲港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により平成二十九年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「カナダ（オンタリオ州を除く。）」を「カナダ」に、「エストニア　オーストリア」を「エストニア」に、「スイス　スウェーデン」を「スイス」に、「タジキスタン　ドイツ」を「タジキスタン」に、「ベルギー　ポーランド」を「ベルギー」に改める。

○農林水産省告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県いわき市遠野町深山田字鷹ノ巣一三六、一三七、一七二の二、一七二の四、一七二の五、遠野町根岸字中妻二〇二の二、二〇三の二、二〇四、二〇五、字横道一二三、一二四の一から一二四の四まで、一五八、一五九、一六四から一六九まで、一七〇の二、一七一、一七三、一七九の二、一九四の二、一九六の一から一九六の三まで、一九六の五から一九六の二四まで、字川畑一七四、一七五の一、一七五の二、一七七の二、一七九の二、一七九の三、一七九の五、一七九の六、一七九の二七から一七九の三〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鷹ノ巣一三六、一三七、一七二の二、一七二の四、一七二の五、字中妻二〇二の二、二〇三の二、二〇四、二〇五、字横道一二三、一二四の一から一二四の四まで、一二四の六から一二四の八まで、一七〇の二、一七一、一七三、一七九の二、一九四の二、一九六の一から一九六の三まで、一九六の五から一九六の二四まで

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県奥州市前沢区字清水一の二、字永沢三一の一、三三の二、三七の三、字長根二五の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清水一の二、字永沢三一の一・三三の二・三七の三・字長根二五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市下山六四字深谷ヶ平一の一三・六九字牧ヶ谷一の二五・七〇字足谷一〇の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、朝日三八字笹尾山一の一、一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

六四字深谷ヶ平一の一三、六九字牧ヶ谷一の二五、七〇字足谷一〇の二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）